

奈良県決定

廃タイヤの破砕を行う産業廃棄物処理施設の
敷地の位置について

次の付議案を提出する。

平成23年 7月28日

奈良県都市計画審議会会長

都計第10号の2

平成23年 7月21日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

廃タイヤの破碎を行う産業廃棄物処理施設の
敷地の位置について

(付議)

このことについて、建築基準法51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議する。

第 2 号議案

廃タイヤの破碎を行う産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位 置	敷地面積
(有)ヨシモトゴム 商会工場	御所市東松本 2 4 6 番 及び 2 4 7 番	1 , 4 2 7 . 9 2 m ²

理由 御所市東松本（準工業地域）において、原材料である古タイヤ（有価物）を破碎し、燃料用のタイヤチップに加工する既存工場について、原材料を古タイヤから廃タイヤ（産業廃棄物）に変更し、同様にタイヤチップに加工する工場（産業廃棄物処理施設）に用途を変更しようとするものである。